

傍聴要領

浦添市国民健康保険運営協議会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する場合は、会議の前日までに国民健康保険課に連絡してください。
- (2) 傍聴の定員は5名です。先着順とし、定員に達し次第受付を終了します。
- (3) 会議開催当日は、予定時刻の10分前までに会場受付で氏名及び住所又は所属機関名を記入してください。受付を終えた方は、事務局が指定した場所に待機してください。
- (4) 受付開始時刻は、会議開催予定時刻の30分前からです。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴希望者が3の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。
- (3) 傍聴希望者が3の規定に違反するおそれがあると認められる場合は、傍聴を許可しないことがあります。

3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議場での発言等に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 鉢巻、腕章、ゼッケン、たすき、旗、プラカード等を用いる等の示威的行為をしないこと。
- (5) 携帯電話は電源を切り、使用しないこと。
- (6) 会議場において、撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。
- (7) その他会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。